

PEFC ガイド  
PEFC 手順文書

PEFC GD 1007:2012

2012年10月5日

## 各国森林認証制度の承認、相互承認、およびその改正

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport

CH-1215, Geneve, Switzerland

電話 : 41-22-799-4540

ファックス : 41-22-799-4550

W-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org)

Web: [www.pefc.org](http://www.pefc.org)

(本文書は PEFC アジアプロモーションズ及び SGEC によって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズ及び SGEC の承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

**著作権に関する注意書**

**©PEFC 評議会 2012**

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

**文書の表題：**各国森林認証制度の承認、相互承認、およびその改正

**文書名：**PEFC GD 1007:2012

**承認：**PEFC 評議会理事会 2012 年 10 月 5 日

**発行日：**2010 年 2 月 4 日

**発効日：**2013 年 1 月 1 日

## 目次

前置き	5
0 序論	6
1 適用範囲	7
2 基準的参考文書	7
3 定義	9
4 PEFC 評議会の承認および相互承認のプロセスの原則	10
5 地域、国および国内レベルの認証制度に関する PEFC 評議会の基準とシステム	10
6 認証制度の設立とレビュー	10
6.1 認証制度の設立	11
6.2 認証制度のレビューと改正	11
6.2.1 定期レビュー：5年の承認期間の有効期限	11
6.2.2 特別レビュー：PEFC 評議会の要求事項の変更	11
6.2.3 認証制度独自のレビュー	12
7 承認および相互承認のプロセス	13
7.1 概説	13
7.2 審査／評価の手順	15
7.2.1 審査／評価の手順の種類	15
7.2.2 審査の 全プロセス	15
7.2.2.1 申請	15
7.2.2.2 適用範囲の適応	15
7.2.2.3 国際協議	15
7.2.2.4 外部審査のプロセス	16
7.2.2.4.1 審査プロセスの第 1 段階	16
7.2.2.4.1.1 対象範囲	16
7.2.2.4.1.2 審査の決定	17
7.2.2.4.1.3 報告書の原案	17
7.2.2.4.1.4 申請者である認証制度からのコメントおよび修正	17
7.2.2.4.1.5 現場審査	17
7.2.2.4.2 審査プロセスの第 2 段階	17
7.2.2.4.2.1 対象範囲	17
7.2.2.4.2.2 推薦	17
7.2.2.4.2.3 報告書の最終案	18
7.2.2.4.2.4 専門家パネルによるレビュー	18
7.2.2.4.2.5 最終報告書	18
7.2.3 PEFC 理事会が定める審査のプロセス	18
7.2.4 専門家パネルによる簡略審査のプロセス	18
7.2.5 編集上の変更の評価	19
7.3 決定の手順	19
7.3.1 総会による承認の承認	19

7.3.1.1 PEFC 評議会理事会による推薦	19
7.3.1.2 総会による決定	19
7.3.2 PEFC 理事会による承認の決定	19
7.4. 承認状態の有効性および終了	20

追加的な情報ガイド文書：

PEFC IGD 1007:01:201X PEFC 規格および認証制度の要求事項のチェックリスト

PEFC IGD 1007:02:201X 独立審査員の指名

PEFC IGD 1007:03:201X 審査報告書

PEFC IGD 1007:04:201X 各国森林認証制度の承認における専門家パネルの関与

## 前置き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の認証主張やラベルが貼付された商品は、原材料が持続可能に管理された森林を出处とすることに関する信頼性を提供する。

PEFC 評議会は、PEFC 要求事項への適合とその適合性の定期的な再評価を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

このガイドラインは、幅広いステークホルダーを対象に、オープン、透明、かつ協議に則ったコンセンサスに基づくプロセスを踏んで策定された。

この文書は、下記の4つの情報ガイド文書と併用される。

1. PEFC IGD 1007:01:201X PEFC 規格および認証制度の要求事項のチェックリスト
2. PEFC IGD 1007:02:201X 独立審査員の指名
3. PEFC IGD 1007:03:201X 審査報告書
4. PEFC IGD 1007:04:201X 各国森林認証制度の承認における専門家パネルの関与

このガイド文書および4つの追加ガイド文書 (PEFC IGD) は、下記文書に代替する。

- 1) PEFC 評議会テクニカル文書付属文書7 「各国森林認証制度に対する PEFC 評議会の承認、相互承認及びその改正」
- 2) GL2/2011 「最低限の PEFC 要求事項チェックリスト」
- 3) PEFC GL 8/2008 「各国森林認証制度の承認における専門家パネルの寄与」
- 4) GLI 6/2005 審査員による森林認証制度の審査報告書

上記の文書は、2013年1月1日を以て使用停止とする。

## 0 序文

森林管理や林産品に付される PEFC 主張は、持続可能に管理された森林およびそれらの林産品の生産源が持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出処に問題のないその他の問題がない出処に由来するものであることに関する情報を提供する。

林産品の購入者や潜在的な購入者は、持続可能性やその他を考慮して製品を選択する際に、この情報を使用することが出来る。

PEFC は、地域的、国家的、および準国家的なアプローチに厳格に従う。それゆえ、これらの主張を世界レベルで使用することを可能にするため、承認および相互承認のプロセスは、その結果として国際 PEFC 規格およびガイドラインの地域、国家、準国家レベルにおける実行を確実にするものである。

PEFC の承認および相互承認のプロセスの総合的な目標は、ステークホルダーに、世界中における PEFC 認証制度の信頼性に関する正確かつ検証可能な情報を提供することにある。

## 適用範囲

この文書は、(PEFC 評議会の) 承認および相互承認のプロセスを解説し、PEFC 規格およびガイドラインを参照する。(各国の) 新規の森林認証制度、(既存の加盟メンバーの) 見直し、改正および/または修正に関する PEFC 評議会の承認及び相互承認の手順が解説される。

森林認証制度の承認とは、PEFC 評議会の加盟メンバーが、該当の森林認証制度が PEFC 評議会の求める要求事項を満たしているとの決定を下したとすることである。承認の手順は、加盟メンバーである森林認証制度による相互の投票を確実にし、それにより、森林認証制度が PEFC 評議会相互承認の傘下に互いを承認することになる。

森林認証及び COC 規格および制度を承認するため規則は、プロセスにおける審査および決定を指針する。それらの規則は、制度、その適用、および独立した審査員や専門家が実行する審査のプロセスを調整する。

それらの規則は、また、PEFC 評議会における承認の決定のプロセスの枠組みを定め、それにより、すべての申請者に対して公正性および平等性を提供する。

### 1. 規準的参考文書

下記の参考文書は、この文書の適用の上で不可欠である。日付のあるものは、それ自体を原文書とする。このガイドの適用の目的のためには、参考文書の現行版が適用される。

ISO/IEC 17000:2004 適合性評価 - 用語及び一般原則

ISO/IEC ガイド 65:1996 製品認証機関に対する一般要求事項

このガイドの目的のために、ISO/IEC ガイド 2 および ISO 9000:2005 にある定義が下記の定義とともに適用される。

ISO/IEC 19011:2011 マネジメントシステム監査のための指針

IAF GD 5:2006 ISO/IEC ガイド 65:1996 適用のための IAF 指針 ([www.iaf.nu](http://www.iaf.nu))

マネジメントシステム監査のための IAF ガイドライン

PEFC ST 1001:2010 規格の制定 - 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) より入手可能)

PEFC ST 1003:2010 持続可能な森林管理 - 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) から入手可能)

PEFC ST 1002:2010 グループ森林管理認証 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) から入手可能)

PEFC ST 2002:2010 林製品の COC - 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) から入手可能)

PEFC ST 2003:2012 PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

PEFC テクニカル文書付属文書 6 の関連箇所は移行期間中に有効

PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) から入手可能)

PEFC テクニカル文書の付属文書 6 認証・認定手順 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) から入手可能)

PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則 - 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) より入手可能)

### 3. 定義

#### 3.1 認証制度への修正

下記の認証制度の関連文書の文言に関する変更

- a) PEFC 承認を受けた認証制度
- b) 審査の申請がなされた申請認証制度

#### 3.2 申請認証制度

関係各国認証管理団体から PEFC の要求事項に照らした審査の申請を提出した森林認証制度

#### 3.3 編集上の変更

技術的な内容を変更しない制度上の変更。ここには、追加的な解釈、明確化、および文法上の変更が含まれる。

#### 3.4 相互承認

認証制度の承認とは、PEFC 評議会の加盟メンバーが、該当の制度が PEFC 評議会の要求事項を満たしているとの決定をすることを意味する。承認の手順は、各々の認証制度による相互についての投票を確実なものにする。それゆえ、(加盟) 認証制度は PEFC 評議会の相互承認の下にお互いを承認することになる。

#### 3.5 各国認証管理団体 (NGB)

PEFC 評議会の各国認証管理団体 (NGB) メンバー。

#### 3.6 認証制度のレビュー

ある認証制度が制度の所有者、ステークホルダー、顧客、その他の要求事項および需要を満たすかどうかを確認する行為。制度のレビューは、制度の改正を伴うことがある。

#### 3.7 認証制度の改正

認証制度のレビューに続く修正

#### 3.8 認証制度の関連文書

PEFC 承認を申請している、または、受けている認証制度の技術的な文書で、PEFC の審査および承認に関連するもの。

## 4. 承認及び相互承認プロセスの原則

プロセスは下記の基本的な原則に従う。

- 地域、国家、準国家的な認証制度に関する要求事項を定める PEFC 評議会規格が、透明かつ広範に告知されていること。
- 森林認証制度や規格に対する PEFC 評議会の承認および相互承認は、独立した審査に依拠すること。
- 審査のプロセスは透明かつ協議にもとづくものであること。
- 審査結果と審査報告書は、PEFC 評議会によって公開され、公に入手可能とされること。



## 5. 地域、国家、準国家的な認証制度に関する PEFC の規格および制度上の要求事項

PEFC 評議会の承認及び相互承認を申請する地域、国家、または準国家的な森林認証制度および規格は、下記の PEFC 要求事項と適合することを示さなければならない。

- 森林管理認証規格の内容 (PEFC ST 1003:2010 持続可能な森林管理 - 要求事項)
- 規格設定の手順およびプロセス (PEFC ST 1001:2010 規格の制定 - 要求事項)
- グループ認証のモデル (PEFC ST 1002:2010 グループ森林管理認証 - 要求事項)
- COC 規格の内容 (PEFC ST 2002:2010 林産品の COC - 要求事項)
- 認証機関の公示に関する手順 (PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営、第 5 項)
- ロゴ使用許可の手順 (PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営、第 6 項)
- 苦情および論争の解決に関する手順 (PEFC GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営、第 8 項)
- 認証および認定に関する手順 (PEFC テクニカル文書付属文書 6 認証・認定の手順 移行期間後は PEFC ST 2003:2013 PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項)

## 6. 認証制度の設立とレビュー

承認のプロセスの申請は、新しく制定された認証制度が「PEFC 認証制度」として活動し、PEFC 主張をすることを希望する時、もしくは既存の認証制度がレビューを受ける時に行われる。レビューの結果として認証制度の文書が改正された場合は、個別の審査手順が適用される。

### 6.1 認証制度の制定

PEFC 評議会のメンバーとなった後、各国認証管理団体はその認証制度の承認の申請をすることができる。

申請は、このガイド文書の 7 項にある手順に基づいて処理される。

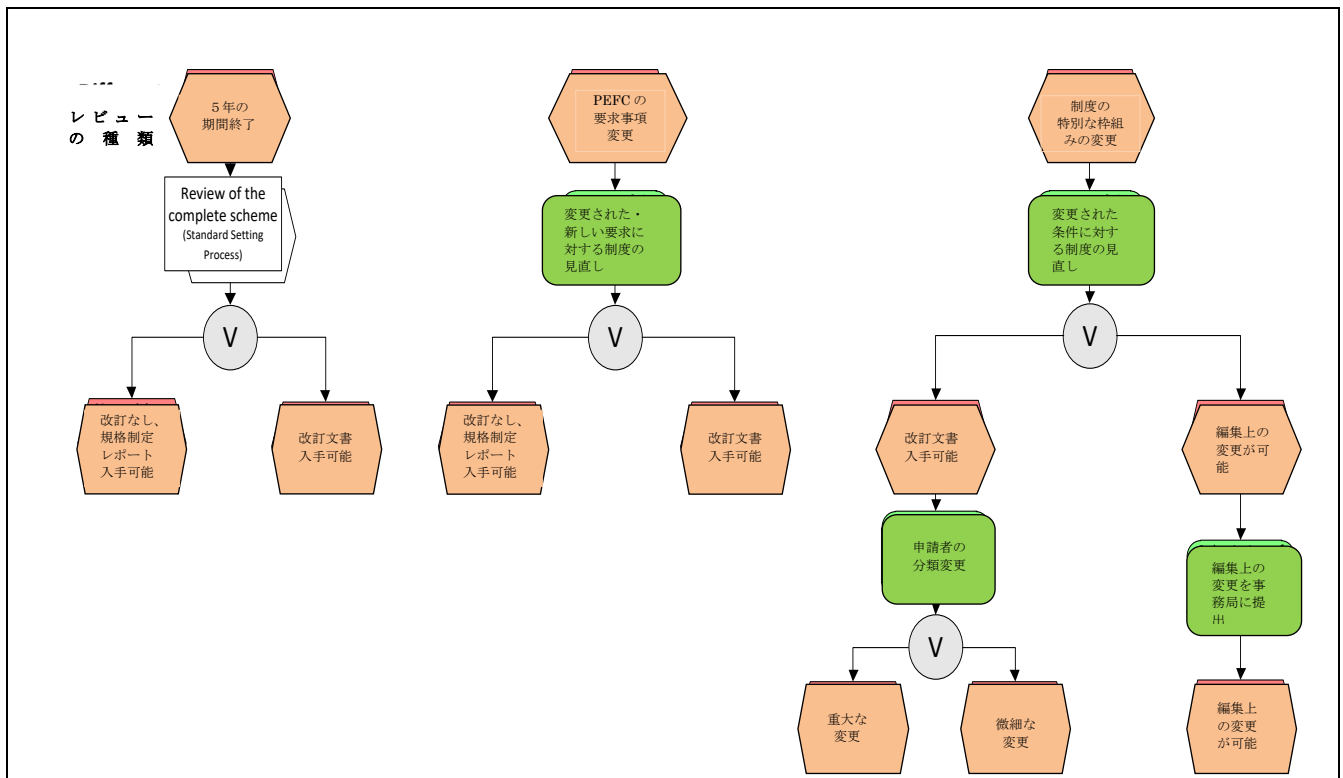
### 6.2 認証制度のレビューと改正

レビューは下記のうちの一つから発生する。

1. 5 年間の承認期間の終了
2. PEFC 評議会の要求事項の変更
3. 関係認証制度独自の枠組みの変更

上記レビューのいずれにおいても、既存の認証制度の関連文書の改正が必要となることがある。

図1 レビューと改正のタイプ



### 6.2.1 定期的なレビュー：5年の承認期間の終了

森林および COC 規格の定期的なレビューは5年毎に実行しなければならない。このレビューに関する要求事項は、PEFC ST 1001:2010 規格の制定手順において解説される。

レビューを受けた企画は、7.2.1.1 項で概説され全体的な再審査のために提出されなければならない。

### 6.2.2 臨時レビュー：PEFC の要求事項の変更

PEFC 評議会が規格の制定および実行に関する全般的な PEFC 評議会要求事項を改正する時は、PEFC 評議会は PEFC 各国認証管理団体（NGB）に対して該当の変更およびその実行のための移行手続きについて情報を伝えなければならない。

PEFC 評議会により導入されたいかなる基準及び制度の改正についても、各国認証管理団体は、当該改正について 審査のため指定された期限までに PEFC 評議会に提出しなければならない。PEFC 評議会理事会は審査のための具体的な続きを定める。

注：PEFC 評議会理事会により決定される審査手続きは、全審査項目からなる完全な審査によることも、専門家パネルによる簡易な審査によることもありうる。

### 6.2.3 特定制度のレビュー

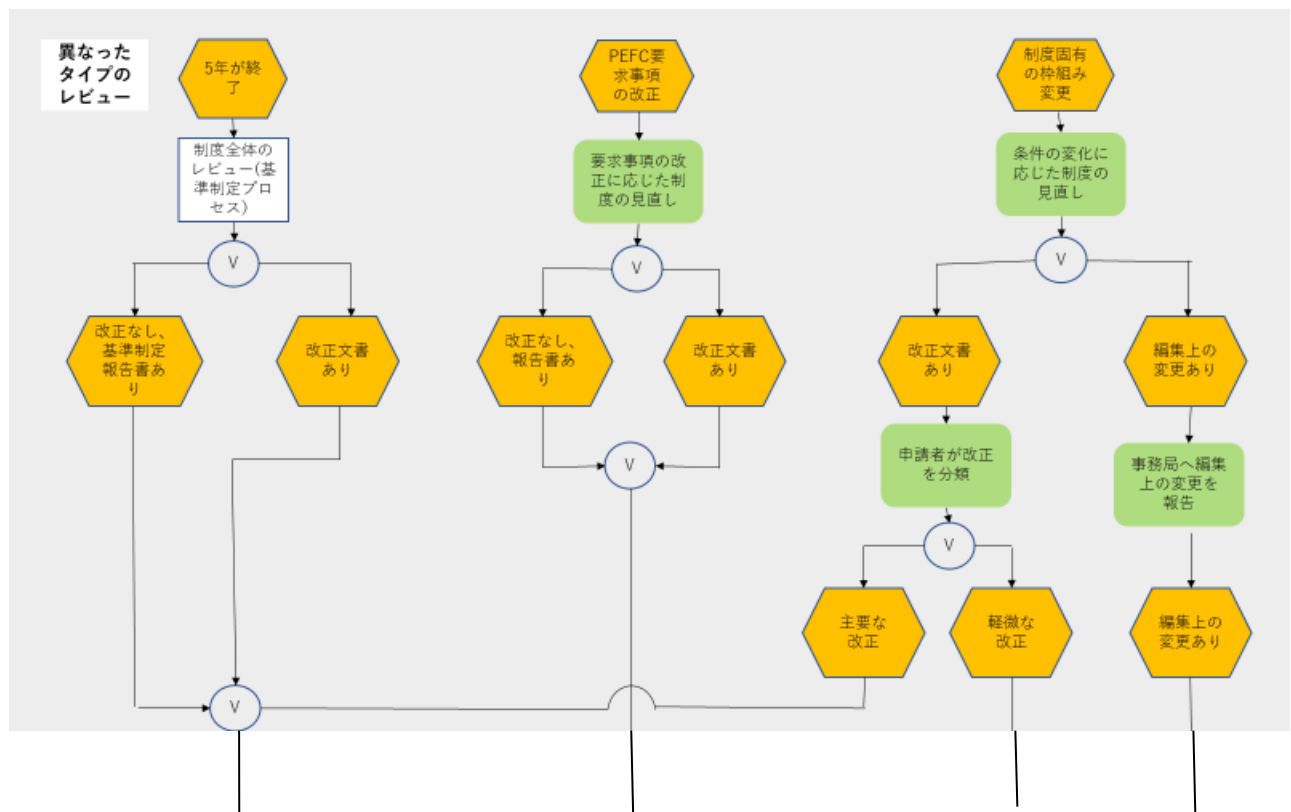
時として、特定の認証制度について、定期レビューを行う前に特定の要求事項に関する制度のレビューを行う必要が生じる場合がある。レビューの結果行われる制度の変更は、実質的な変更を伴う場合も文書表現上の修正のみの場合もある。各国認証管理団体が定める完全な審査プロセスを経なければならない主要な変更該当しない場合は、制度の変更は簡易な方法により審査することも可能である。

PEFC 評議会事務局は、本ガイドの第 7.2.4 章に記載された手続きを適用して改正が主要なものであるか軽微なものであるかを決定し、それによって審査を行う。

## 7. 相互承認プロセス

### 7.1 概要

図 2 は相互承認プロセスの概要を示す。



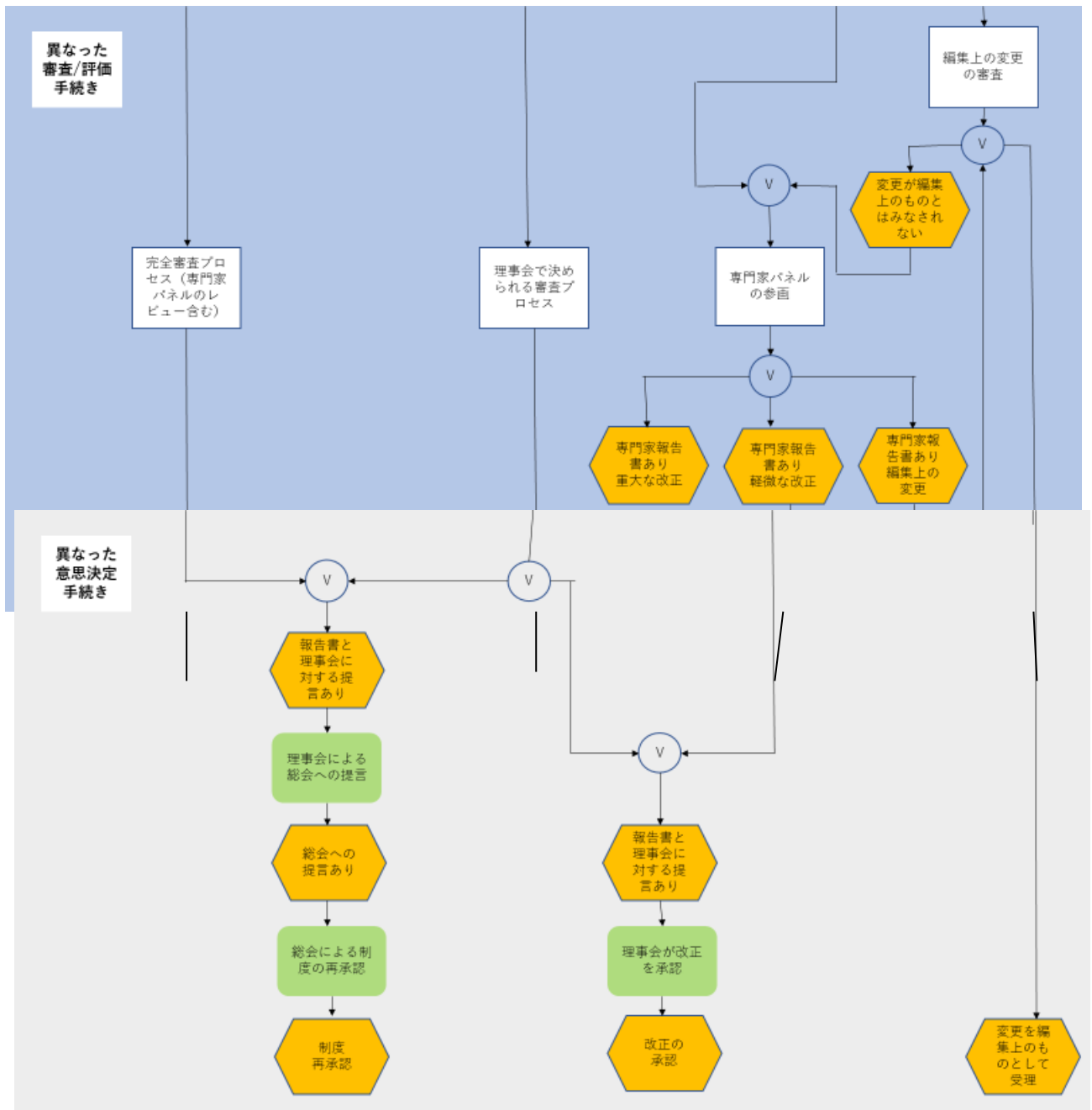
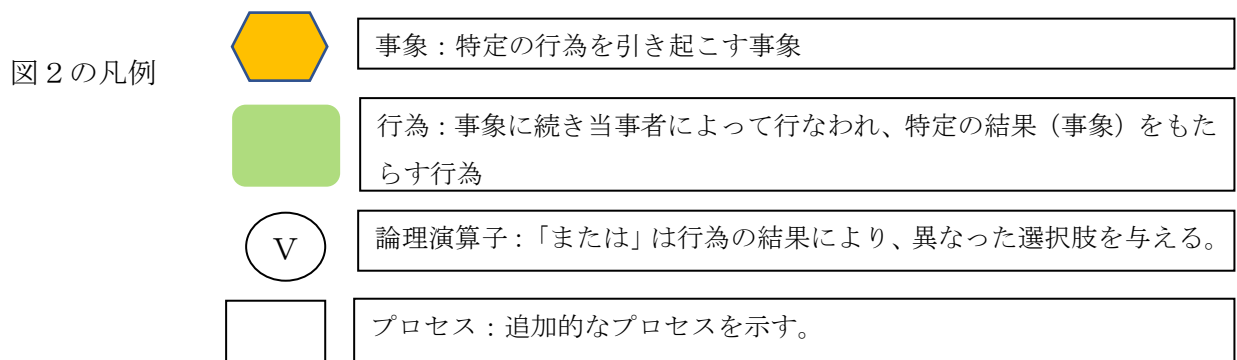


図2 プロセスの概要



PEFCの相互承認プロセスに関しては、次の3つの基本的な要素がある。

1. レビューのタイプ（上記第6.2項参照のこと）
2. レビューの対象となり、必要に応じ改正の対象となる認証制度の審査手続き
3. 認証制度の承認に当たっての決定手続き

相互承認プロセスの各段階においては、様々な関係者や機関が関与する。表1に最も重要な関係者・関係機関の役割等を記載する。

表1 相互承認プロセスにおける関係者の役割と主要業務

関係者・関係機関	主要な業務・役割
PEFC 総会	PEFC 評議会の最高の意思決定機関であり、認証制度の新たな相互承認、大幅な改正後の承認に当たって唯一の決定機関となる。
PEFC 理事会	審査が PEFC の要求事項に照らして適正に遺漏なく行われ、審査に基づく提言が論理的で整合性が取れているかどうかについて判断する。 上記に照らして適当と認められる場合には、総会に対して新制度や大幅な改正後の制度の相互承認を提言する。 軽微な改正においては、相互承認の決定を行う。
申請者である認証制度	認証制度の文書策定 相互承認の申請
審査員	認証制度が PEFC 要求事項に適合しているかどうかについての独立した審査について責任を負う唯一の者である。 認証制度の相互承認に関し、PEFC 理事会に提言を行う。
専門家パネル	審査報告書の品質評価を行う。 軽微な改正の場合の審査を行い、当該改正に関する相互承認について PEFC 理事会に提言を行う。
PEFC 評議会事務局	関係者・関係機関の調整を行う。 相互承認プロセス全体に関する品質管理を行う。 審査員の研修を行う。 登録された専門家間の経験共有の機会を設定する。

## 7.2 審査手続き

### 7.2.1 審査手続きのタイプ

1. 完全審査プロセス
2. PEFC 評議会理事会により決定された審査プロセス
3. 専門家パネルによる審査
4. PEFC 評議会事務局による編集上の変更に係る審査

### 7.2.2 完全審査プロセス

#### 7.2.2.1 申請

加盟会員費の全額を支払った PEFC 各国認証管理団体（NGB）は、全国又は国内各レベルの森林認証制度に関する PEFC 評議会の承認及び相互承認の申請をすることが出来る。申請書は、下記文書の英語訳を含まなければならない、電子フォーマット及び書面による所定の申込書とともに PEFC 事務局あてに送付しなければならない。

- 1) PEFC 各国認証管理団体からの書面による審査の請求
- 2) 認証制度の解説
- 3) 規格策定の手順とその規格制定過程の記録（規格制定報告書）
- 4) 森林認証のための認証基準（森林管理認証基準）
- 5) グループ認証モデルの解説
- 6) CoC 認証に関する要求事項（CoC 認証基準）
- 7) ロゴライセンスの発行及び苦情処理手順に関する管理手続き
- 8) 審査員や審査機関の審査能力を定める国際規格を適切に参照しつつ記述された認証手続きや認定手続きの解説
- 9) PEFC 評議会による基準及び制度に関する記入済みの要求事項チェックリスト

注：申請認証制度の外部審査を効率的に行うために、申請者は、制度文書に関する情報の裏付けとして、関連する覚書や契約書等を提出することを検討しなければならない。

#### 7.2.2.2 範囲の適用

認証の見直しプロセスにおいて、関係者（スキームオーナーやその他の利害関係者）が、認証制度の文書を改正する必要がないと合意した場合であって、基準制定手続きに適合している基準制定報告書が作成される場合には、PEFC 事務局は、それにより完全審査プロセスの範囲を適用することができる。

#### 7.2.2.3 国際協議

申請が受理されたならば、PEFC 1 評議会は国際協議を開始する。

国際協議の開始は、PEFC 評議会ウェブサイトで発表される。

国際協議のための最小期間は 60 日である

PEFC 評議会は、各国認証管理団体、その他の国内組織や国際組織及び関心を抱く全ての者に対し、申請者である認証制度に対するコメントをコンサルタントに提供するよう奨励する。

協議参加を直接要請するため、PEFC 評議会の既存の利害関係者マップ（PEFC 制度の全ての利害関係者を含む）を用いなければならない。

PEFC 評議会は、協議における利害関係者の参加について報告しなければならない。

国際協議の結果は審査を担当する審査員によって評価され、検討結果は最終評価報告書に記載される。

#### 7.2.2.4 外部審査プロセス

審査は独立した審査員によって行われる。審査員の選定と任命の手続きは、PEFC IGD 1007-02:201x で定められる。審査は、通常 10 週間を超えて行われることはない。

##### 7.2.2.4.1 審査プロセス・フェーズ 1

###### 7.2.2.4.1.1 範囲

評価プロセスの範囲は、PEFC 評議会の認証制度に対する基準上及び管理上の要求事項によって規定される。フェーズ 1 の審査には通常以下の事項を含む。

1. 申請認証制度（つまり各国の PEFC 森林認証制度）の構成に関する一般的な分析
2. PEFC ST 1001:2010 「基準制定 - 要求事項」に基づく森林認証基準の審査
3. PEFC ST 1003:2010 「持続的森林管理 - 要求事項」に基づく森林認証基準の審査
4. PEFC ST 1002:2010 「グループ森林管理認証 - 要求事項」に基づくグループ認証モデルの審査
5. PEFC ST 2002:2010 「林産物の CoC - 要求事項」に基づく CoC 基準の審査
6. ロゴライセンス手続き (PEFC GD 1004:2009 「PEFC 制度の管理」第 6 章)
7. PEFC GD 1004:2009 「PEFC 制度の管理」第 8 章に基づく苦情および紛争処理手続きの審査
8. 付属 6（認証及び認定手続き）の規定による、認証及び認定手続きの審査
9. 申請認証制度の機能、信頼性及び効率性に影響する他の全ての事項

注：制度のレビューにより基準文書の改訂に至らない場合は、PEFC 評議会事務局は基準制定手続きの記述だけを審査の必須項目とするように審査範囲を設定することができる。

###### 7.2.2.4.1.2 審査結果の決定

独立した審査員は、具体的な PEFC 評議会の要求事項に基づき、入手した文書の審査を行う。審査員は次の 3 種類の決定を行うことができる。

主要な不適合： 重大な不適合は、認証制度の全体性を損なうものであり、制度の相互認証前に是正されなければならない。

軽微な不適合： 軽微な不適合は、認証制度の全体性を損なうものではなく、相互認証の妨げとはならない。審査員は適切な是正行為の提案を行う。通常、軽微な不適合は 6 カ月以内に是正されるべきである。審査員は、特別な事情により正当と見なされる場合には、6 カ月よりも長い期間を提案することができる。

適合： 制度の基準文章により規定された手続きが PEFC 評議会の特定の要求事項を完全に満たしている。

#### 7.2.2.4.1.3 報告書案

フェーズ1の審査結果は、「報告書案」として取りまとめなければならない。

「報告書案」は、申請認証制度及び PEFC 評議会事務局に送付されなければならない。

「報告書案」の構成は、PEFC IGD 1007-03:201Y の定めるところによる。

#### 7.2.2.4.1.4 申請認証制度によるコメントと改正

前節の「報告書案」に基づき、申請認証制度は追加的な情報を提出することができる。また、申請認証制度は、審査のスケジュールに大きな影響を及ぼすことのない軽微な変更が必要である場合は、審査中に基準文書を変更することができる。

コメントの期間は2週間とする。ただし、申請認証制度、PEFC 評議会、審査員の間での合意により、期間は変更することができる。

#### 7.2.2.4.1.5 現地審査

認証制度の初回審査においては、申請中の制度に関する情報収集、各国認証管理団体や利害関係者とのインタビューのために認証制度の実施地域を訪問しなければならない。その他の審査においては、PEFC 評議会は場合に応じ現地審査を要求することができる。

### 7.2.2.4.2 審査プロセス・フェーズ2

#### 7.2.2.4.2.1 範囲

審査のフェーズ2の範囲は、審査報告書案を確定させるプロセスである。審査員は次の点を考慮する。

- ・申請者から提出されたコメントと追加情報
- ・内部協議の結果提出されたコメント

#### 7.2.2.4.2.2 提言

外部審査の最終結果は、PEFC 理事会への審査員の提言である。審査員は、PEFC 理事会が総会に対し相互承認を提案すべきか否かを提言しなければならない。

承認の提言には、承認に当たっての条件を付すことができる。このような条件は、実施に当たっての内容と時期（承認以前か以後か）が明確でなければならない。

#### 7.2.2.4.2.3 最終報告書案

「報告書案」に基づき、申請認証制度からのコメントや情報を考慮して「最終報告案」を作成しなければならない。



「最終報告書案」の構成は、PEFC IGD 1007-03:201Y の定めるところによる。

#### 7.2.2.4.2.4 専門家パネルによるレビュー

PEFC 評議会事務局は、「最終報告書案」をレビューし、審査員の業務の質に関するチェックとコメントを行うため3名の専門家からなるパネルを指名する。このレビューは審査に関する品質確認となるものであるが、審査員の決定を覆すものではない。

#### 7.2.2.4.2.5 最終報告書

審査員は専門家パネルのコメントを考慮にいて「最終報告書」を作成する。

審査員には、個々のパネル専門家のコメントに対して疑問点を明らかにし、専門家が報告書を修正できるように回答の機会が与えられる。審査員は、全ての専門家パネルのメンバーからの個々のコメント内容とそれに対する審査員の答えを、公表される審査員審査報告書の付属として添付しなければならない。

「最終報告書」は、総会により承認及び相互承認の決定が行われたのちに公表される。

### 7.2.3 PEFC 評議会理事会が定める審査プロセス

PEFC 評議会が認証基準や管理に関する PEFC 評議会の要求事項を改正した場合、PEFC 評議会理事会は、具体的な審査手続きを定める。

審査手続きは、完全な審査手続きまたは専門家パネルによる簡素な審査手続きの諸要素を組み合わせて定めるか、もしくはその他の諸要素から構成することができる。

また、PEFC 評議会理事会は、承認の決定を総会により行うか、または PEFC 評議会理事会により行うかを決定する。

### 7.2.4 専門家パネルにより実施される簡素な審査手続き

簡素な審査手続きは、認証制度の軽微な変更や改正の場合に行うことができる。この審査手続きは次の二つのフェーズからなる。

#### 1. フェーズ1：軽微な変更または重大な変更の決定

専門家パネルは、変更が 7.2.2 項（重大な変更）に該当し完全な審査手続きにより審査する必要があるか、あるいは変更が軽微であり簡素な審査手続きにより審査することができるかを決定する。専門家パネルが、変更が「軽微」であると評価した場合には、PEFC 評議会はフェーズ2を開始することができる。

#### 2. フェーズ2：PEFC 評議会要求事項に基づく変更の審査

専門家パネルは、PEFC 評議会要求事項に照らし変更の審査を行い、PEFC 評議会理事会に対し、変更の相互承認に関する提言を行う。PEFC 評議会理事会は、7.3.2 項に規定された手続きに従い決定することができる。

### 7.2.5. 編集上の変更の審査

認証制度について編集上の文言変更が行われた場合には、改正文書を PEFC 評議会事務局に提出しなければならない。PEFC 評議会事務局は、PEFC 評議会要求事項に照らして文書の審査を行う。

PEFC 評議会事務局が、当該変更が編集上の点だけでなく基準または手続きに関する内容の変更を伴うと判断した場合には、事務局は専門家パネルによって行われる簡素な審査手続きを開始することができる。

## 7.3 意思決定手続き

### 7.3.1 総会による相互承認の決定

#### 7.3.1.1 PEFC 評議会理事会による提言

「最終報告書」に基づき、PEFC 評議会理事会は総会に提言を行う。一般的に理事会が提言を行うにあたり、次の 2 種類の選択肢がある。

1. 審査員の提言に従い、総会にそれをそのまま提言する。
2. 理由を付して、審査員の提言を変更する。

PEFC 評議会理事会が、認証制度が適合していないと考える場合には、総会の審議には付されず、申請者にその旨伝えられる。申請者は、認証制度を改正し再度申請を行うか、あるいは、PEFC 評議会理事会の決定に対し不服である旨申し立て、次回の総会において当該制度について再審議を行うよう求めることができる。

#### 7.3.1.2 総会による決定

総会は、PEFC 評議会理事会の提言について報告を受けたのちに、認証制度の承認と相互承認について決定する。総会の参加者は、決定に当たっての情報とするため、審査員の審査報告書にアクセスが可能なようにする。

総会が、認証制度の承認に賛同する場合には、当該制度は、PEFC 評議会メンバーによって相互承認されたとみなされ、PEFC ロゴライセンスに関する手続き（PEFC GD 1004:2009, PEFC 制度の管理、第 6 章）の規定するところにより、PEFC 規則に準拠した PEFC ロゴ使用及び主張を行うことが認められる。

総会の決定は、PEFC 評議会ウェブページにおいて発表される。承認が否決された場合には、申請者は PEFC 評議会理事会に対し、次回の総会において再審議を行うよう申し立てを行うことができる。

### 7.3.2 PEFC 評議会理事会による承認の決定

修正が軽微であるとみなされる場合には、PEFC 評議会理事会は PEFC 総会メンバーに代わり、独立した専門家パネルのメンバーによる審査または書面による提言を考慮しつつ、承認、却下、条件の付加、事前の制度改正の要求などを行うことができる。

PEFC 評議会理事会の修正及び決定は、PEFC 評議会メンバーに通知されるとともに、PEFC 評議会の公式ウェブページに掲載される。

### 7.4 相互承認の有効性及び終了

PEFC 評議会による承認は、審査・承認された認証制度の有効期間について、当該承認の決定を正式に公表してから最大で 5 年間有効である。

承認の有効期間が終了する前に、PEFC 評議会が森林認証制度の再承認を決定した場合には、再承認以前の制度に対する承認は自動的に終了する。ただし、認証制度改正の移行期間においては、このことにより認証の有効性が影響を受けることはない。

PEFC 評議会理事会は、PEFC 各国認証管理団体からの書面による申請に基づき、承認の有効期間を延長することができる。このような延長は、PEFC 各国認証管理団体または認証制度策定機関の権限の範囲を超えた要因により制度の定期審査の遅滞をもたらした例外的な理由がある場合にのみ認められる。

承認の 5 年間の有効期間中に、制度が改正または変更された場合であっても、承認された制度の承認期間は影響を受けることはない。

認証制度または PEFC 各国認証管理団体が PEFC 評議会の要求事項、規則、手順に違反しておりかつ PEFC 評議会理事会の発出する書面による警告にもかかわらず違反が継続している証拠がある場合には、理事会は、PEFC 評議会に代わり、当該制度の承認を一時停止（即時発効）及び／または解除（3 カ月前の通知）することができる。

承認の有効期間の終了、一時停止または解除後においては、当該制度に基づき発行されている認証はもはや PEFC が承認しているものとはみなされない。